

令和6年（ラ許）第578号 破産手続開始決定に対する許可抗告事件
（原審 東京高等裁判所令和6年（ラ）第2656号）

抗告人 原田 義昭

相手方 船井 秀彦

証拠説明書

令和7年1月31日

東京高等裁判所第8民事部係 御中

抗告人訴訟代理人弁護士 北出 貴志

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの 別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備考 | |
|------|--|------------|----------|---------------------|--|--|
| 疎甲12 | Eメール印 刷物 | 写 し | R6.10.9 | 上田智一 | 当時、親会社及び会社の代表印 を経理部の溝畑氏が管理してい た事実、上田氏から溝畑氏に「古 寺誠一郎に代表印と印鑑カード を渡す」よう指示があったが、 溝畑氏が渡さなかった事実等 | |
| 疎甲13 | ご通知 | 写 し | R6.10.31 | 司法書士法 人鈴木事務 所 | 9月27日の総会決議の内容を 登記するため、遅くとも10月 7日までには取締役の辞任届、 原田らの就任承諾書及び印鑑証 明書等の書面を司法書士に提出 していたが、10月7日以降、 会社担当者が司法書士による株 主総会議事録等必要書類の提出 要請に応答せず、登記の完遂を 妨げていた事実等 | |
| 疎甲14 | 「船井電機 株式会社の 民事再生手 続き開始申 立につい て」 | 写 し | R7.1.10 | 弁護士中込 秀樹 | 主に民事行政訴訟に裁判官とし て多年携わり、名古屋高等裁判 所長官などを歴任した人物によ る、本件事件の問題点（船井電 機が一取締役による準自己破産 申立を即日開始決定で認めた手 続法違反や異常性、船井グルー | |

| | | | | | | |
|------|--------------------------|----|---|------------|---|--|
| | | | | | プ全体の資産の精査をせずに破産手続きを開始したことについての問題等) についての意見書 | |
| 疎甲15 | 受付のお知らせ | 写し | 大阪法務局東大阪支局 | R6. 10. 11 | 親会社の役員選解任の登記が10月11日に申請され法務局に受付されている事実 | |
| 疎甲16 | 閉鎖時効全部証明書 | 写し | 東京法務局登記官 佐藤 美智代 | R6. 11. 11 | 同上 | |
| 疎甲17 | 臨時株主総会に関する提案書及び臨時株主総会議事録 | 写し | FUNAI GROUP株式会社(作成当時 船井電機・ホールディングス株式会社) | R6. 10. 11 | 令和6年10月11日、令和6年9月27日の株主総会決議で選任された抗告人を含む3名が、会社の取締役として選任されていることを、唯一の株主である親会社が、適法に株主提案及びその同意をなし、追認している事実、抗告人が、適法に会社の破産手続開始決定に関し利害関係人としての資格を有する事実 | |

以上